

PDF版ではこのコーナーは掲載しておりませんのでご了承ください。

## 消費生活の標語を 募集します

### ◆応募資格／

山口県内に在住の方および山口県内に通勤・通学している方

◆応募作品／文字数が30字以内で、未発表の作品

### ◆応募方法／

はがきに、住所、氏名（ふりがな）、年齢、電話番号、児童・生徒の場合は、学校名および学年を記入し送付してください。応募枚数に制限はありませんが、1枚のはがきにつき3点の作品まで記入できます。

◆応募期限／4月13日(水)当日消印有効

### ◆入選作品の決定・発表／

最優秀賞1点、優秀賞2点、佳作5点を決定のうえ、5月中旬ごろに各入選者に通知し、5月下旬に宇部市渡辺翁記念会館で開催予定の「第27回消費者月間記念大会」で発表し、表彰します。

### ◆応募先・問い合わせ／

〒753-0821 山口市葵2丁目6-2

山口県消費生活センター

☎083(924)2421

### 4月1日から個人情報保護法が全面施行されます

○だれもが安心してIT社会の便益を享受するための制度的基盤として、平成15年5月に成立、交付された個人情報保護法が平成17年4月1日から全面施行されます。

○個人情報取扱事業者は、個人情報の利用目的を明らかにし、その範囲内で取り扱わなければなりません。また、本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供することは原則禁止されるほか、安全管理措置、従業者や委託先の監督など個人情報の適正な取扱いに関するルールが適用されます。

○自分の個人情報については、事業者の開示等を求めることができます。また、個人情報に関するトラブルや疑問は、その事業者に申し出るほか、認定個人情報保護団体や地方公共団体、国民生活センターの苦情相談窓口などでご相談いただけます。

※詳しくは、内閣府国民生活局ホームページをご覧ください。

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>